

第 3 期 浜の活力再生プラン (令和 7～11 年度)

1 地域水産業再生委員会

組織名	高知地区水産業再生委員会高岡部会
代表者名	山崎國光（高知県漁業協同組合理事）
再生委員会の構成員	高知県漁業協同組合、土佐市、須崎市、中土佐町、四万十町、 高知県水産振興部中央漁業指導所
オブザーバー	—
対象となる地域の 範囲及び漁業の種類	<p>地域：高知県土佐市（宇佐地区）、 須崎市（深浦地区、池ノ浦地区、久通地区）、 中土佐町（上ノ加江地区、矢井賀地区）、 四万十町（志和地区、興津地区※）</p> <p>※今期から高知県幡東部会の内、興津地区が参加 対象漁業種類（令和 7 年 3 月時点）： 一本釣り漁業（75 経営体）、養殖漁業（26 経営体）、 刺網漁業（60 経営体）、定置網漁業（8 経営体） 漁業者数：140 名（兼業を含む）、経営体数：183 経営体</p>

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

高知県中西部に位置する本地域は、数十 km にわたるリアス式の海岸線と土佐湾に流れ込む黒潮により多様な漁場が形成されており、多くの漁業及び関連産業が営まれている。

当プランは高知県中西部の「四万十町」の全域及び「土佐市・須崎市・中土佐町」の一部が対象となっており、当該地域では一本釣り漁業、養殖漁業、刺網漁業、定置網漁業を中心とした様々な漁業が行われている。それぞれの漁業における現状と課題は下記のとおりである。

(1) 一本釣り漁業（多鈎釣り・ひき縄）

土佐市宇佐地域では、昔からウルメイワシ・サバ類・アジ類などを主な漁獲対象種とした多鈎釣り漁業やカツオやマグロ類などを対象としたひき縄漁業が主に行われており、その他にカンパチ養殖、小型定置網、刺網漁業等が営まれている。釣り漁業者は、その多くが多鈎釣り漁業とひき縄漁業を兼業しており、季節に応じて漁獲対象種を変えている。

漁獲量の多さから当地区の重要魚種となっていたウルメイワシは、主な用途が加工用で魚価が低迷しがちであったため、1 日 1 隻あたりの漁獲量制限等を行ってきた。また、加工原魚だけではなく、単価を高く設定できる高鮮度の生鮮ウルメの出荷にも取り組んできた。しかし、近年のウルメイワシの水揚量は激減しており、従来の取組が機能しなくなっている。また、サバ類やアジ類についても漁獲量が低迷しており、少ない漁獲でも高価格で取引させるような対応が求められている。

こうした背景のもと、本地域が県内の他水揚地に比べ、中核市である高知市との距離が近い利点を活かし、秋から冬にかけてのサバの活〆出荷やアジなどの活魚出荷に、漁協が主体となって取り組み始めている。

(2) 養殖漁業

土佐市宇佐地区から須崎市にかけて続く浦ノ内湾は波浪や潮流の影響を受けにくい静穏なリアス式の内湾であり、一年を通して温暖な気候に恵まれている。この条件を生かして昭和30年代からは真珠養殖が始まり、昭和40年代からはハマチ養殖が行われてきた。現在はマダイ・カンパチ・シマアジ養殖を中心として、一部ではモジャコ（ブリの稚魚）の採捕と蓄養も行われている。一方で養殖による漁場環境の悪化も進み、赤潮の頻発と長期化が問題となっている。

浦ノ内湾の入口に位置する土佐市宇佐地区では、カンパチやシマアジが、さらに、湾に入った須崎市深浦地区ではマダイが主要な養殖対象である。しかし、近年の養殖餌料や資材等の高騰による漁業経営の悪化や、当地区のマダイ養殖業者の高齢化により、後継者の確保及び育成が喫緊の課題となっている。

また、養殖業者の一部はグループを結成し、グループ単位で様々な活動を行っている。そのうちの2グループ「乙女会」や「土佐鯛工房」は、ブランド鯛の生産・販売にも取り組んでいる。両グループとも、統一された餌料を用いることにより品質を高め、それぞれ「乙女鯛^{*1}」（乙女会生産）、「海援鯛^{*2}」（土佐鯛工房）と命名してPR・販促活動等を行っている。また、両グループは高知県が定める「養殖協業体^{*3}」としても認定を受け、経営の効率化や新規就業者の確保等にも取り組んでいる。

※1：数種のハーブを配合した飼料で飼育し、1年半程度で約1kgの鯛を生産して出荷する。

※2：魚粉含量の高い配合飼料をベースにビタミン、ミネラルを添加した飼料で飼育する。無投薬で飼育することを前提としているほか、体色等独自の基準で選別を実施する（2年で約1.8kgの鯛を生産して周年出荷）。

※3：3経営体以上で構成されるグループで養殖業共同改善計画を作成し、それに組み込んでいくことで認定を受け「経営改善漁業者（認定漁業者）」になると、①～⑤の支援措置の対象者となることことができる。

①低利な設備資金及び長期運転資金の融通（漁業経営改善支援資金（(株)日本政策金融公庫））

②低利な短期運転資金の融通（漁業経営改善促進資金（漁業協同組合等の民間金融機関））

③漁業信用保証保険の優遇措置（(独)農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ（通常70%→80%））

④漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能）

⑤国の補助事業による利子助成（漁業近代化資金及び漁業経営改善支援資金が実質無利子化）

(3) 刺網漁業

須崎市から四万十町にかけては数十キロにわたって入り組んだ岩礁域が続き、イセエビの成育に適した環境となっていることから、イセエビを主対象とした刺網漁業が盛んである。近年は磯焼けも問題となっているが、イセエビが成育する環境を守り、資源管理型の持続可能な漁業としていくため、漁獲サイズの制限などの取組が地域ごとに行われている。

漁獲されたイセエビの大半は、漁業者が個別に産地仲買人や量販店、飲食店等へ直接出荷しているが、漁協や漁業者、地域が一体となり、イベント等を通じてイセエビ産地としてのPR活動も行

っている。各漁業者は漁獲したイセエビの大半を産地仲買人や量販店、飲食店等に直接出荷しているが、イセエビ産地のPR活動については、漁協や漁業者を中心に地域が一体となって取り組んでいる。

(4) 定置網漁業、シイラまき網漁業

四万十町興津地区では、100年以上続く大型定置網漁業やシイラ等を主な漁獲対象種とするまき網漁業が営まれていた。しかし、大型定置網漁業においては、平成19年頃に既存の定置網組合が廃業した後、休眠漁場の状態が長く続いていた。そのような状態を脱し、漁場の有効利用を図るため、高知県は令和元年度から定置網の操業再開に向けた企業誘致を実施し、その結果、令和4年度から地元の水産卸売企業が大型定置網漁業を開始する運びとなった。

興津地区のシイラまき網漁業は、興津漁協組合員によって営まれていたが、平成19年に同組合が解散したことを受けて、水揚を興津地区に近接する佐賀統括支所（黒潮町）で行うこととなった。そのため、興津地区の漁業者は幡東地区の第2期浜プランに参画することとなった。しかし、第2期浜プラン策定時に9経営体であったシイラまき網漁業者も、令和6年度には1経営体まで減少し、併せて、佐賀統括支所への水揚げが行われなくなった。このことを受けて関係者が協議を行い、第3期浜プランからは高岡地区の浜プランへと移す運びとなった。シイラまき網を営む1経営体は水揚げしたシイラの加工を自身の加工場で精力的に行っているが、経営者の高齢化と後継者の不在という問題を控えている。

(5) その他の漁業

(a) アサリ漁業

高知県のアサリ主要産地である土佐市宇佐地区は、浦ノ内湾の湾口に位置しており、天皇洲をはじめとした複数の天然の干潟があり、アサリの主要な産地として昭和50年代頃から栄えてきた。しかし、浦ノ内湾におけるアサリの漁獲量は、昭和58年頃の約2,800tをピークに減少傾向が続き、平成20年以降は漁業として成り立たない状況にある。アサリ水揚量減少の要因としては、アオサやホトトギス貝の増加による生育阻害、外敵による食害などの複合的要因があると考えられている。

そのような背景から本地域の浦ノ内湾では、平成21年に「宇佐地区協議会」を結成し、アサリの資源保護・回復に向けて、平成27年に中洲全体を禁漁区域に指定し、その区域で食害対策のかぶせ網（干潟に網をかぶせ、エイやチヌなどの外敵からアサリの稚貝を保護する方法）を用いた増殖試験を行うなどの取組を実施しており、現在も継続実施している。

(b) 体験型観光漁業

上ノ加江地区では、漁家の収入を増やす目的で、漁協と漁業者が連携して平成16年から漁業体験を、平成19年から漁家民宿を始めた。家族連れはもちろん、企業等の慰安旅行や教育旅行としての受入れも行い、来客数のさらなる拡大を目指し、旅行会社や学校への営業活動も行っている。漁業体験においては、漁業者やその家族をインストラクターとして雇い入れることにより、漁家の収入向上を目指している。

しかし、漁業者の減少と高齢化に加え、令和2年からのコロナ禍が影響し、インストラクターを引退する者や、漁家民泊を廃業する者も出てきており、今後の事業継続を考えるうえでは、若い世代を中心とした人の育成が不可欠である。また、悪天候の場合は漁業体験のメインである漁ができないことも観光上のリスクと捉えており、これに代わる屋内でのメニュー創出が期待されている。

一方、ソフト面の充実を狙い、当該事業の認知度や集客率を向上させる目的で、平成27年度より中土佐町の「ふるさと納税」の返礼品として、「漁業体験のペアチケット」の提供を行っている。

体験漁業の参加者数は、第2期浜プラン取り組み期間中におけるコロナ禍の影響が大きく響いており、コロナ前から激減している。直近では、夏休みの家族客などの一部の客層は戻りつつあるものの、主力である団体のツアー客は未だコロナ禍前の水準に戻っていない。

(c) 観光釣り筏

中土佐町矢井賀地区では、漁協及び漁業者が観光釣り筏の誘客に取り組んでいる。観光釣り筏は、集客が少ないことや熱中症の危険性が高いことから夏場には運営しておらず、10月から翌年5月にかけて運営されており、近年は年間1,100名から1,200名の利用客がある。観光釣り筏事業は、第1期浜プラン中に台風被害により大破した2基の筏を修理・再設置したことで、平成28年より6基体制で実施していた。その後、老朽化により2基を廃止したため、現在は4基体制となっている。観光釣り筏事業のピーク時には、年間5,000名を超える利用客数であったが、近年の利用客数の減少は顕著である。これは、筏の基数の減少が大きく影響しているものと考えられる。現行基数での運営を考慮すると、今後は約1,500名程度の利用客数確保を見込んでいる。なお、釣り筏は、従来に比べて筏の新設価格が倍増していることから今後の設置は見通せない状況にある。

須崎市深浦地区では、高知県漁協が令和元年度より釣り筏2基の運営を開始し、女性やファミリー層などの新規顧客の開拓をSNSなどによるPR活動を通じて行っている。設置から数年間は順調に利用者数を増やしていたが、令和3年度以降は年間の利用者数550名前後で停滞している。

(2) その他の関連する現状等

高知県の中西部に位置する当地域は、土佐市は25,503名、須崎市は19,136名、中土佐町は5,738名、四万十町は14,762名となっている。当地域は1次産業への従事者が多いが、平成30年時点の漁業従事者数は744名（漁業センサス2018）で、平成15年の1,419名からほぼ半減している。本地域の交通アクセスは、当地域内で最も遠い四万十町興津地区で高知市中心部（県庁）から約75km離れているものの、高速道路の整備により利便性は向上している。しかし、当地域で水揚げされた魚介類の主要な販売先となる東京や大阪等の都市圏への流通は陸路が中心で、輸送時間が長時間に及ぶことが課題となっている。最近トラック輸送に係る法改正等によりさらに多くの輸送時間がかかるようになってきており、流通コストの増加による魚価への影響が懸念されている。

また、当地区内の宇佐地区では毎週土曜日に地域イベント「宇佐土曜市」を開催している。

「宇佐土曜市」は土佐市商工会が主体となって開催しており、地元漁業者が水揚げした新鮮な魚介類や地元の野菜や果物、加工品などを販売している。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

魚価向上のために行った取組	
販売量（水揚量・蓄養生産量）向上のために行った取組	

漁業経費（コスト）削減のために行った取組	

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

前期の評価を踏まえつつ以下の基本方針を定め、漁業者の所得向上や漁村の活性化に取り組む

■漁業収入向上の取組

- (1) 宇佐地区：活締め出荷の魚種の拡大、
冷水機の新規導入による活魚の刺身用出荷の拡大、
クマエビやヒラメ等の種苗放流による資源増大
- (2) 深浦地区：ブランド魚の取組拡大による養殖業の振興、
導入種苗数の増加による生産量の増大および販路の拡大、
底質改良材の散布等による漁場環境悪化防止、
漁業収入の確保のための養殖業者によるマダイ初期種苗の中間育成の受託
- (3) 池ノ浦地区：イセエビのふるさと納税等における販売体制の強化、
イセエビ以外での収入増のためのアワビ等の種苗放流を検討・実施
- (4) 志和地区：稚エビ魚礁設置による資源増殖の取組
- (5) 各地区共通：漁獲制限や食害生物の駆除による資源保護の取組

■漁業コスト削減のための取組

- ・省エネエンジンの導入、船底清掃の徹底、出漁時間の前倒し、減速航行の徹底
- ・各種公的支援事業の活用を検討し、新たな主機関や省エネ機器の導入による燃油消費量の削減
- ・漁業経営セーフティーネット構築支援事業、漁業収入安定対策事業の加入促進による漁業経営の安定化
- ・産地市場に近い港への漁船の係留を推進し、燃油消費量と労働時間を削減
- ・養殖グループ単位で出荷作業等を共同で行うことによる作業効率化
- ・養殖業者は、高知県水産試験場の協力を得て、餌の使用量削減と夏期の高水温の影響を低減するため、一定期間の餌止めを行った後に給餌を再開することで通常飼育下では観察されない急激な成長を引き起こす「補償成長」の取組実施を検討

■漁村の活性化のための取組

- (1) 深浦地区：観光釣り筏の利用拡大に向けた広報活動の活性化、
- (2) 上ノ加江地区：体験漁業における顧客開拓に向けた営業活動の強化、
リピーター顧客の獲得のための特典の充実、
顧客が魅力を感じる体験漁業のメニュー充実
- (3) 矢井賀地区：観光釣り筏における新規顧客やリピート顧客の獲得に向けた情報発信、
釣り筏維持と利用客の安全のため、定期点検や修繕等の措置を適宜実施
- (4) 各地区共通：人員不足や担い手不足による廃業への対応策として、高知県漁業就業支援センターと連携し、高知県内外で行われている漁業就業フェア、高校の取組として行われる説明会へ積極的に参加、
国や県の支援事業を積極的に活用することで漁業就業希望者の受け入れを行うとともに、新規就業者を対象とした各種研修を積極的に行い、将来を担う中核的漁業者を育成

(3) 資源管理に係る取組

漁獲努力量の削減等については、資源管理協定を履行し、操業にあたっては高知県漁業調整規則、海区漁業調整委員会指示などの法令を遵守している。

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 7 年度／2025 年度） 所得向上率（基準年比） 1.79%

漁業収入向上のための取組

(1) 宇佐地区

- ・漁業者は、漁獲した鮮魚の一部を活魚として水揚げしており、漁協は活〆して刺身用としての出荷に取り組む。サバは「宇佐サバ」として出荷しており、その他の魚種についても同様の取り組みを拡大させる。
- ・活魚出荷の拡大による魚価・収入の向上を目指すため、海水温を一定に保つ冷水機の導入を検討する。また、冷水機の導入が困難な場合に備え、代替措置についても検討する。
- ・漁協及び漁業者は、クマエビやヒラメ等の種苗放流を行い、地先海域での水産資源の増大に取り組む。放流は生残率が高まるよう、各魚種の生活史（生息場所や時期、飼料環境等）を考慮した水域で放流する等の措置を実施する。

(2) 深浦地区

①ブランド鯛（乙女会：乙女鯛、土佐鯛工房：海援鯛）に関する取組

- ・乙女会は、薄飼いによる高品質魚の生産と出荷を継続し、併せて販路拡大や PR 活動にも取り組む。土佐鯛工房は、民間企業と協力して西日本商圏への PR 活動や商談を継続し、販売尾数の増加を図る。
- ・新規就業者を確保し、労働力の拡充を図る。

②養殖業者を対象とした新たな取組の推進

- ・コロナ禍後の需要回復基調を視野に生産量を上げるため、深浦地区における導入種苗尾数を基準年から 1 経営体あたり 40 尾増加させる（地区全体で 24 経営体であるため、基準年から 960 尾増加）
- ・乙女会や土佐鯛工房に所属しない養殖業者についても、コスト削減や品質向上、販路拡大等の協業化がもたらす有益性について、議論する場を設ける。
- ・必要に応じて、県の養殖協業体の認定を受け、小割の増設により生産尾数の増加や、販路拡大を図る。

③養殖業者は、地元種苗生産会社の生産したマダイの初期種苗の中間育成を受託することによって、新たな漁業収入とする。

④漁協及び漁業者は、高知県水産試験場と協力し赤潮発生継続状況を把握し、必要に応じて底質改良剤を散布するなどして、漁場環境悪化防止に努める。

(3) 池ノ浦地区

- ・イセエビ以外での収入増を目的に、アワビ等の種苗放流を検討し、実施する。実施後は放流事業の効果検証を重ね、多様な磯根資源の創出を図る。
- ・池ノ浦地区の漁業者で組織する池ノ浦伊勢エビ組合は、漁協と連携して行う個人配送や須崎市ふるさと納税の返礼品としての発送に取り組む。また、リピーターの安定的な確保に取り組むため、魅力ある HP の運用に努める。

(4) 志和地区

- ・従前から取り組んできている地元の間伐材を利用した稚エビ魚礁の設置を継続しつつ、新たに四万十町の事業を用いて、既存魚礁とは異なる「投石型の魚礁」を設置する。

	<p>(5) 各地区共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の禁漁期間や禁漁区、サイズの規制を行っており、180g以下のイセエビ（調整規則では13cm、概ね100g以下）の採捕を禁じるなどして、イセエビ資源の管理に努めている（主に池ノ浦・久通・志和・矢井賀地区）。 ・漁協及び漁業者は磯焼けの原因となる食害生物の駆除を行い、環境保全に取り組む。また、密漁者対策のパトロールに取り組む（主に宇佐・池ノ浦・志和・矢井賀地区）。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①減速航行と併せて出漁時間の前倒しを実施したり、船底清掃の徹底や省燃油効果のある船底塗料を使用する。加えて、各種公的支援事業の活用を検討し、主機関や機器の導入に際しては省エネ機器を選択することによって、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>②燃油費・飼料費高騰時における漁業者のリスクを低減させるため、漁協は、漁業経営セーフティーネット構築支援事業、漁業収入安定対策事業の加入を漁業者へ推奨し、所属漁業者の漁業経営の安定化を図る。</p> <p>③漁協は、漁船の産地市場に近い港への係留を推奨することにより、燃油消費量と労働時間の削減を図る。</p> <p>④養殖業者は、養殖グループ単位で出荷作業等を共同で行うことで、作業の効率化を図る。</p> <p>⑤養殖業者は「補償成長」の取組実施を検討するために、モデル経営体の協力を得て、比較試験を実施する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>(1) 深浦地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協が新たに整備した釣筏については、客足が好調であることから、利用者へ向けた特段の広報活動は行っていない。しかし、レジャー白書2024によると釣り人口は年々減少しており、2023年の釣り人口は510万人と過去20年間で約5割減少している。このような背景から、今後利用者数を減らさないために必要に応じて、SNSや釣具店、観光施設でのチラシ配布による広報活動に取り組むことで、年間の利用者を550名（直近数年の平均値）から2%増加させる。 <p>(2) 上ノ加江地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上ノ加江支所は、県地産外商公社が運営する高知県産品のアンテナショップ「まるごと高知」での情報発信、県主催の観光事業（龍馬パスポートやどっぷり高知等）の登録を継続することによって、同支所が実施する体験漁業の認知度を向上させる。 ・上ノ加江支所は、体験漁業の営業活動を学校や企業、旅行会社、ホテル・旅館等を対象に従来よりも広範囲に実施する。営業先の顧客のニーズに合わせた提案を行うことで、新規顧客の開拓に取り組む。 ・中土佐町のふるさと納税で漁業体験ペアチケットの提供を継続する。 ・漁協のHPや登録している観光ポータルサイトの内容充実、新たなサイトへの新規登録やコロナ禍で更新が止まっていたブログ等での情報発信に力を入れる。また、既存客から紹介された新規客に特典を与える等のサービスも充実させる。 ・コロナ禍で途切れていた顧客リストに基づく体験参加への礼状や時候の挨拶ハガキ等の送付を再開する。また、リピート客を増やすため、体験参加者に次回の参加料割引チケットを渡したり、鮮魚を特別価格で購入できる等の特典を充実させる。 ・体験内容に関するアンケートを継続し、結果をフィードバックし改良することで、繰り返し参加しても飽きない体験メニューを構築する。また、漁業者でもある体験インストラクターにも結果を共有することでやる気の向上や体験漁業の磨き上げを図る。

- ・漁協と漁業者は、雨天時に出漁できない場合や、利用客が乗船を望まない場合にも対応できるよう、それに代わるメニュー（漁業の座学講習や取材番組等の映像資料による講習等）を充実させる。また、どの漁業者がインストラクターになっても同じ水準で講演ができるように、インストラクターが一堂に会した研修会を開催するなどして、更なる技能向上に努める
- ・学校、PTA、児童クラブ等に対して、水産動植物に食害を及ぼす生物の駆除の必要性を伝えたり、駆除した魚の調理活動なども、漁業体験のメニューに加える。

(3) 矢井賀地区

- ・観光釣り筏のPRのため、中土佐町や観光会社との連携を土台に、自らもネットでの情報発信を行うなどして、リピーター及び新規顧客の確保に努め、利用者数1,180名/年以上を目指す。また、事業の採算性を左右する釣り筏4基体制の維持と利用客の安全を図るため、定期点検を励行し、修繕等の必要な措置を適宜行うこととする。

(4) 各地区共通*

※以後2～5年目も同様のため、以降の記載は省略

- ・高知県漁業就業支援センターや国が主催する漁業就業フェアへ参加し、新規漁業就業者の確保に努める。
- ・漁協は、新規漁業就業希望者を漁業研修生として積極的に受け入れ、担い手の育成を支援していくなかで、地域漁業生産の再興を図る。
- ・高知県漁業就業支援センター等の研修制度を活用することで就業者のミスマッチを回避し、就業者の定着を目指すとともに、既存漁業者及び漁協は漁業研修生と定期的に面談等を行い、漁業研修生が地域の漁業者として独り立ちできるように支援する。
- ・産地のPR活動として、地区漁業者は地元で開催される地域イベントに参画し、産地としての知名度向上と消費拡大に努める。

活用する支援措置等	活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係については、表のとおり。ただし、以後2～5年目も同様のため、以降の記載は省略	
	事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
	漁業経営セーフティネット構築事業	漁業者と国の拠出により、燃油価格などが高騰した時に補填金を受けることによる漁業経営の安定
	漁業収入安定対策事業	計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業共済の経営安定機能をさらに強化し、水産資源の管理・回復を図る漁業者の収入を安定
	高知県燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金	漁業セーフティネット構築事業を活用する漁業者において、省力化やデジタル化、省エネに関連する機器の導入について、一定の費用を県が補填
	クロマグロ混獲回避活動支援事業	混獲されたクロマグロを放流した際に、その作業費用を補填
	新規漁業就業者総合支援事業	意欲ある若者の漁業就業を支援し、後継者を確保
	高知県漁業生産基盤維持向上事業	漁業活動の維持、向上等に必要なソフト事業、ハード事業及び減災対策事業を総合的に支援
	栽培稚魚放流事業	種苗の放流による資源の増殖
	水産多面的機能発揮対策事業	ウニ駆除等による沿岸漁場環境の保全
	水産業成長産業沿岸地域創出事業	生産高の増加や養殖魚の品質向上
四万十町水産振興事業	稚エビ魚礁の設置によるイセエビ資源の増殖	

漁業収入向上のための取組

(1) 宇佐地区

- ・漁業者は、漁獲した鮮魚の一部を活魚として水揚げしており、漁協は活〆して刺身用としての出荷に取り組む。宇佐サバ以外の魚種にも同様の取組を拡大させる。
- ・活魚出荷の拡大による魚価・収入の向上を目指すため、海水温を一定に保つ冷水機の導入を検討する。また、冷水機の導入が困難な場合に備え、代替措置についても検討する。
- ・漁協及び漁業者は、クマエビやヒラメ等の種苗放流を行い、地先海域での水産資源の増大に取り組む。放流は生残率が高まるよう、各魚種の生活史（生息場所や時期、飼料環境等）を考慮した水域で放流する等の措置を実施する。

(2) 深浦地区

- ①ブランド鯛に関する取組に関しては、1年目と同様の取組を継続実施する。
- ②養殖業者を対象とした新たな取組の推進
 - ・コロナ禍後の需要回復基調を視野に生産量を上げるため、深浦地区における導入種苗尾数を基準年から1経営体あたり80尾増加させる（地区全体で24経営体であるため、基準年から1,920尾増加）
 - ・乙女会や土佐鯛工房に所属しない養殖業者についても、コスト削減や品質向上、販路拡大等の協業化がもたらす有益性について、議論する場を設ける。
 - ・必要に応じて、県の養殖協業体の認定を受け、小割の増設により生産尾数の増加や、販路拡大を図る。
- ③、④に関しては、1年目と同様の取組を継続実施する。

(3) 池ノ浦地区におけるイセエビのふるさと納税等における販売体制の強化の取組は、1年目と同様の取組を継続実施する。

(4) 志和地区での魚礁設置による資源増殖の取組は、従前から取り組んできている地元の間伐材を利用した稚エビ魚礁の設置を継続しつつ、魚礁設置による効果を検証し、必要に応じて改良を施すことにより、イセエビ資源の維持増大を目指す。

(5) 各地区共通の漁獲制限や食害生物の駆除による資源保護の取組は、1年目と同様の取組を継続実施する。

漁業コスト削減のための取組

- ①～④に関しては、1年目と同様の取組を継続して実施する。
- ⑤養殖業者は、1年目に行った補償成長の試験結果を検証し、得られた試験結果を踏まえた追加の試験を行うことで、補償成長の改良を検討・実施する。

漁村活性化のための取組

- (1) 深浦地区**の観光釣り筏による地域振興については、SNSや釣具店や観光施設でのチラシ配布による広報活動に取り組み、利用者数572名/年以上（基準年から4%増加）を目指す。
- (2) 上ノ加江地区**での新規顧客及びリピーター顧客の獲得、顧客が魅力を感じる体験漁業のメニューの充実の取組は、1年目と同様の取組を継続実施する。
- (3) 矢井賀地区**の観光釣り筏における新規顧客やリピーター顧客の獲得に向けた情報発信の取組を継続することで、利用者数1,260名/年以上を目指す。また、釣り筏4基体制の維持と利用客の安全を図るため、定期点検を励行し、修繕等の必要な措置を適宜実施する。

漁業収入向上のための取組

(1) 宇佐地区

- ・漁業者は、漁獲した鮮魚の一部を活魚として水揚げしており、漁協は活〆して刺身用としての出荷に取り組む。宇佐サバ以外の魚種にも同様の取組を拡大させる。
- ・活魚出荷の拡大による魚価・収入の向上を目指すため、海水温を一定に保つ冷水機の導入を検討する。また、冷水機の導入が困難な場合に備え、代替措置についても検討する。
- ・漁協及び漁業者はクマエビやヒラメ等の種苗放流を行い、地先海域での水産資源の増大に取り組む。放流は生残率が高まるよう、各魚種の生活史（生息場所や時期、飼料環境等）を考慮した水域で放流する等の措置を実施する。

(2) 深浦地区

- ①ブランド鯛に関する取組に関しては、2年目と同様の取組を継続実施する。
- ②養殖グループによる新たな取組の推進
 - ・コロナ禍後の需要回復基調を視野に生産量を上げるため、深浦地区における導入種苗尾数を基準年から1経営体あたり120尾増加させる（地区全体で24経営体であるため、基準年から2,880尾増加）
 - ・乙女会や土佐鯛工房に所属しない養殖業者についても、コスト削減、品質向上、販路拡大等協業化がもたらす有益性について、議論する場を設ける。
 - ・必要に応じて、県の養殖協業体の認定を受け、小割の増設により生産尾数の増加や、販路拡大を図る。
- ③、④に関しては、2年目と同様の取組を継続実施する。

(3) 池ノ浦地区におけるイセエビのふるさと納税等における販売体制の強化の取組は、2年目と同様の取組を継続実施する。

(4) 志和地区での魚礁設置による資源増殖の取組は、2年目と同様の取組を継続実施する

(5) 各地区共通の漁獲制限や食害生物の駆除による資源保護の取組は、2年目と同様の取組を継続実施する。

漁業コスト削減のための取組

- ①～④に関しては、2年目と同様の取組を継続実施する。
- ⑤養殖業者は、2年目に行った補償成長の試験結果を検証し、得られた試験結果を踏まえた追加の試験を行うことで、補償成長のさらなる改良を実施する。

漁村活性化のための取組

- (1) 深浦地区**の観光釣り筏による地域振興については、SNSや釣具店や観光施設でのチラシ配布による広報活動に取り組み、利用者数583名/年以上（基準年から6%増加）を目指す。
- (2) 上ノ加江地区**での新規顧客及びリピーター顧客の獲得、顧客が魅力を感じる体験漁業のメニューの充実の取組は、2年目と同様の取組を継続実施する。
- (3) 矢井賀地区**の観光釣り筏における新規顧客やリピーター顧客の獲得に向けた情報発信の取組を継続することで、利用者数1,340名/年以上を目指す。また、釣り筏4基体制の維持と利用客の安全を図るため、定期点検を励行し、修繕等の必要な措置を適宜実施する。

漁業収入向上のための取組

(1) 宇佐地区

- ・漁業者は、漁獲した鮮魚の一部を活魚として水揚げしており、漁協は活〆して刺身用としての出荷に取り組む。宇佐サバ以外の魚種についても同様の取り組みを拡大させる。
- ・冷水機の運用により、十分な活魚量を確保し一括して出荷する体制の構築が可能となるため、活魚出荷割合の増加による魚価の向上に努める。
- ・漁協及び漁業者はクマエビやヒラメ等の種苗放流を行い、地先海域での水産資源の増大に取り組む。放流は生残率が高まるよう、各魚種の生活史（生息場所や時期、飼料環境等）を考慮した水域で放流する等の措置を実施する。

(2) 深浦地区

- ①ブランド鯛に関する取組に関しては、3年目と同様の取組を継続実施する。
- ②養殖グループによる新たな取組の推進
 - ・生産量を上げるため、深浦地区における導入種苗尾数を基準年から1経営体あたり160尾増加させる（地区全体で24経営体であるため、基準年から3,840尾増加）
 - ・乙女会や土佐鯛工房に所属しない養殖業者についても、コスト削減、品質向上、販路拡大等協業化がもたらす有益性について、議論する場を設け、必要に応じて改良に努める。
 - ・必要に応じて、県の養殖協業体の認定を受け、小割の増設により生産尾数の増加や、販路拡大を図る。
- ③、④に関しては、3年目と同様の取組を継続実施する。

(3) 池ノ浦地区でのイセエビのふるさと納税等における販売体制の強化の取組は、3年目と同様の取組を継続実施する。

(4) 志和地区での魚礁設置による資源増殖の取組は、3年目と同様の取組を継続実施する

(5) 各地区共通の漁獲制限や食害生物の駆除による資源保護の取組は、3年目と同様の取組を継続実施する。

漁業コスト削減のための取組

- ①～④に関しては、3年目と同様の取組を継続実施する。
- ⑤養殖業者は、3年目に行った補償成長の試験結果を検証し、得られた試験結果を養殖業者に広く波及させることで、コストの削減を図る。

漁村活性化のための取組

- (1) 深浦地区**の観光釣り筏による地域振興については、SNSや釣具店や観光施設でのチラシ配布による広報活動に取り組み、利用者数594名/年以上（基準年から8%増加）を目指す。
- (2) 上ノ加江地区**での新規顧客及びリピーター顧客の獲得、顧客が魅力を感じる体験漁業のメニューの充実の取組は、3年目と同様の取組を継続実施する。
- (3) 矢井賀地区**での観光釣り筏における新規顧客やリピート顧客の獲得に向けた情報発信の取組を継続することで、利用者数1,420名/年以上を目指す。また、釣り筏4基体制の維持と利用客の安全を図るため、定期点検を励行し、修繕等の必要な措置を適宜実施する。

漁業収入向上のための取組	<p>(1) 宇佐地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲した鮮魚の一部を活魚として水揚げしており、漁協は活〆して刺身用としての出荷に取り組む。宇佐サバ以外の魚種についても同様の取り組みを拡大させる。 ・冷水機の運用により、十分な活魚量を確保し一括して出荷する体制の構築が可能となるため、活魚出荷割合の増加による魚価の向上に努める。 ・漁協及び漁業者はクマエビやヒラメ等の種苗放流を行い、地先海域での水産資源の増大に取り組む。放流は生残率が高まるよう、各魚種の生活史（生息場所や時期、飼料環境等）を考慮した水域で放流する等の措置を実施する。 <p>(2) 深浦地区</p> <p>①、③、④に関しては、4年目と同様の取組を継続実施する。</p> <p>②養殖グループによる新たな取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産量を上げるため、深浦地区における導入種苗尾数を基準年から1経営体あたり200尾増加させる（地区全体で24経営体であるため、基準年から4,800尾増加） ・乙女会や土佐鯛工房に所属しない養殖業者についても、コスト削減、品質向上、販路拡大等協業化がもたらす有益性について、議論する場を設け、必要に応じて改良に努める。 ・必要に応じて、県の養殖協業体の認定を受け、小割の増設により生産尾数の増加や、販路拡大を図る。 <p>(3) 池ノ浦地区の取組は、4年目と同様の取組を継続実施する。</p> <p>(4) 志和地区の取組は、4年目と同様の取組を継続実施する</p> <p>(5) 各地区共通の漁獲制限や食害生物の駆除による資源保護の取組は、4年目と同様の取組を継続実施する。</p>
	<p>漁業コスト削減のための取組</p> <p>①～④に関しては、4年目と同様の取組を継続実施する。</p> <p>⑤養殖業者は、補償成長の取組を地区全体で取り組むことで、コストの削減を図る。</p>
	<p>漁村活性化のための取組</p> <p>(1) 深浦地区の観光釣り筏による地域振興については、SNSや釣具店や観光施設でのチラシ配布による広報活動に取り組み、利用者数605名/年以上（基準年から10%増加）を目指す。</p> <p>(2) 上ノ加江地区の取組は、4年目と同様の取組を継続実施する。</p> <p>(3) 矢井賀地区での観光釣り筏における新規顧客やリピート顧客の獲得に向けた情報発信の取組を継続することで、利用者数1,500名/年以上を目指す。また、釣り筏4基体制の維持と利用客の安全を図るため、定期点検を励行し、修繕等の必要な措置を適宜実施する。</p>

(5) 関係機関との連携

上ノ加江支所の体験漁業観光においては、高知県観光コンベンション協会の運営するHP「よさこいネット」上での掲載、高知県地産外商公社の運営する「龍馬パスポート」へ参画する。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

漁業者・漁協・県担当者が各1名以上ずつ集まり、プラン進捗状況の確認及び課題について、年1回以上協議する。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の 所得の向上 10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標、算出方法及びその妥当性

所得 向上 の取 組に 係る 成果 目標	宇佐地区における冷水機導入 による活魚出荷比率の向上	基準年	令和元年～令和5年（5中3平均）：4.11%
		目標年	令和11年度：8.00%
	算出方法及びその 妥当性	<p>基準年の数値は、宇佐地区の所得目標における5中3の年度の平均値を使用した。</p> <p>目標値は、令和元年度から令和5年度における活魚と鮮魚の取り扱い実績値から、5中3により活魚と鮮魚の現状の構成割合(重量ベース)を算出した。現状は、夏場の高水温時には活魚ができないことから活魚取扱量が伸びない原因となっている。冷水器を導入することで高水温時期の出荷が可能となり、活魚の取扱量を増加させることができるので、目標の設定値は無理なく妥当であると判断した。</p>	
漁村 活性化 の取 組に 係る 成果 目標	上ノ加江地区における 漁業体験参加者の増加	基準年	令和元年～令和5年（5中3平均）：587名
		目標年	令和11年度：646名
	算出方法及びその 妥当性	<p>基準年の数値は、上ノ加江地区の所得目標における5中3年度の平均値を使用した。</p> <p>目標値は、1～5年目の取組であげている「新規顧客の獲得」、「リピーター顧客の獲得」、「体験漁業の充実」の各取組を推進していくことで、無理なく目標値を達成できると判断した。</p>	

※「5 関連施策」については、「3 (4) 具体的な取組内容」と重複するため、省略